

第1章 計画の基本方針

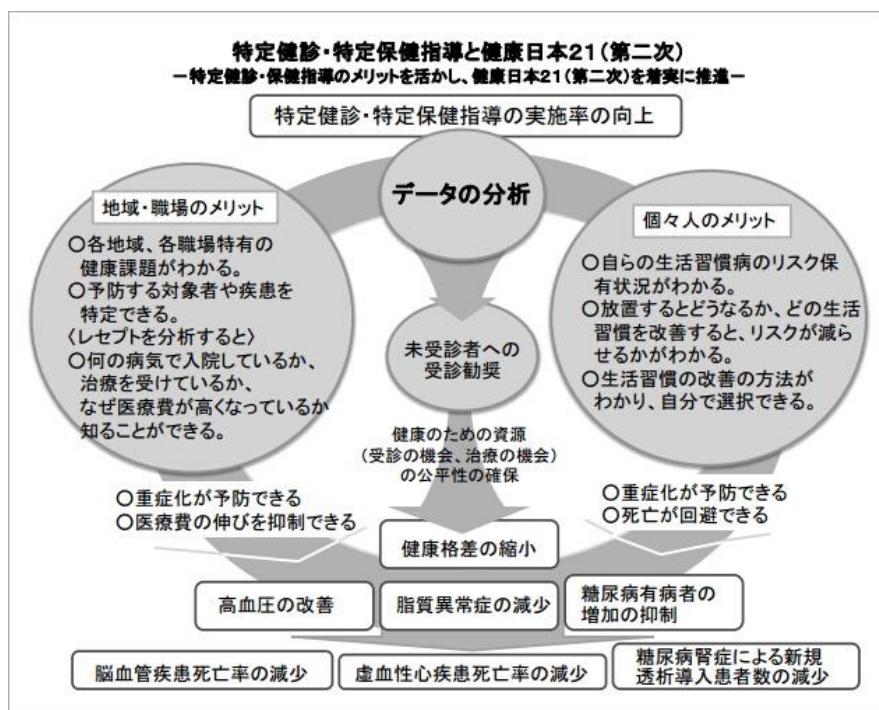
1. 計画策定の背景

超高齢社会が急速に進展している我が国では、生活習慣の変容などに伴う疾病構造の変化に対応した取組みがより一層求められており、特定健康診査（以下「特定健診」という。）の実施や診療報酬明細書等（以下「レセプト等」という。）の電子化の進展、国保データベースシステム（以下「KDBシステム」という。）の整備など、保険者が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいます。

こうした中、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においても、「国民の健康寿命の延伸」を重要施策とし、「データヘルス計画」の作成、公表、事業実施、評価等の取組みを推進し、データを活用した効率的、効果的な保健事業の展開が求められています。

健康日本21（第二次）の着実な推進のためにも、データの分析を行い、個々人や各地域において、解決すべき課題や取組を明確にし、それぞれに生じたメリットを活かした取組を実施することで、高血圧の改善、糖尿病有病者の増加の抑制や脂質異常症の減少、さらに虚血性心疾患・脳血管疾患死亡率の減少、糖尿病腎症による新規透析導入の減少に結びつけていくことが可能になります。

羽村市においても、国民健康保険に関する保健事業の実施計画（以下、「データヘルス計画」という。）を策定し、効果的かつ効率的な保健事業を展開することで、被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とします。



出典：厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】」

2. 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成31年度までの3年間とします。

3. 計画の位置付け

本計画は、保健事業計画の一つに位置付けられるとともに、特定健康診査・特定保健指導実施計画との整合性を図るものとします。

4. 分析データの取扱い

本計画の策定に当たり、国、東京都、同規模自治体との比較が必要な分析については、主にKDBシステムにより得られる情報を参考資料としています。

さらに、レセプトデータや特定健診データなどを用いることにより、KDBシステムと合わせた、より具体的な視点から地域の現状や健康課題を把握し、羽村市の特性に合わせた保健事業の展開に繋げています。